

# 群馬県食品安全審議会委員公募要領

## 1 趣旨

群馬県食品安全審議会において、県民の幅広い意見を反映させるため、消費分野の委員を公募します。

## 2 募集人員

3名

## 3 応募要件

- (1) 平成30年4月1日現在で満18歳以上の県内在住の方
- (2) 年に数回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方
- (3) 群馬県の食品安全行政について日頃から関心があり、本県の食品安全施策について消費者の立場から建設的な意見や提言ができる方

## 4 委員の任期

2018年10月31日から2020年10月30日の2年間

## 5 報酬等

審議会に出席していただいた場合は、県が定める報酬及び旅費を支給します。

## 6 応募方法

指定する応募申込書を、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。応募申込書は県のホームページに掲載するとともに、県庁食品・生活衛生課（県庁13階北フロア）、各保健福祉事務所及び中核市保健所（前橋市、高崎市）でも配布します。なお、提出いただいた応募申込書は返却いたしません。

## 7 応募書類の提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室 安全推進・表示対策係  
電話 027-226-2423  
ファックス 027-243-3426  
E-mail shokuseika@pref.gunma.lg.jp

## 8 応募期限

平成30年9月3日（月）～平成30年10月2日（火）（必着）

## 9 選考方法

第1次選考として書類審査を行い、選考通過者に対し第2次選考として面接審査を行い決定します。

## 10 決定通知

選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知します。

## 11 その他

- (1) 審議会は、原則として公開で行い、議事録及び会議資料は県のホームページで公表されません。
- (2) 応募申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用します。